

7 農政第1160-3号
令和8年1月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	大城地域 (船端、土居、日比生宮司、筒井、塚島、仁王丸、稻数、乙吉丸、今寺、赤司一区、城、山須)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大城地域内では作柄に地域性があり、北部は周年で露地野菜が多い一方、南部では施設(ハウス)による小松菜・水菜・ネギ等の葉物野菜が栽培されている。担い手は認定農業者が中心となるが、農業者全体では高齢化の傾向にあり、特に米麦ではその傾向が高い。

地域では担い手の育成が図られているが、若い世代は施設野菜に取り組む一方、土地利用型農業は高齢化が進みオペレーター不足等の課題がある。また、団地化されていないことで農薬のドリフトなどの課題もある。

農地の集積・集約化については、所有者感情もあり、機械的な集積には反発も見られるが、農地全般を地域で守るという意識を醸成しながら農用地の集積、集約化を図っていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

施設園芸等については、今後も補助事業を活用しながら規模拡大、農地集約が進むと想定される。一方で土地利用型農業(米、麦、大豆等)も農業の根幹をなすものであり、両者が共存を図りバランスのとれた効率的な土地利用を行うことで地域農業を維持していく必要がある。
なお、地域の担い手となる農業者は確保されており、当面は後継者に不安はない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	289.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	289.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地等の間にある農地は、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

大城地域では施設園芸を中心に規模拡大を図る農家が多く、現時点では農用地の効率的かつ総合的な利用がなされている。ただ、面積が小さいは場や利便性が悪い農地は耕作者が見つからない場合もあることから、農地全般を地域で守るという意識を醸成しながら農用地の集積、集約化を図っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地集約の手段として検討の必要性はあるが、手法も含め引き続き検討する

(3) 基盤整備事業への取組方針

水田の大区画化を図る場合は、補助金の活用を検討する

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の若手農業者を中心に多様な農業形態を育成する

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

土地利用型農業におけるオペレーター不足に対応した派遣等の検討を行う

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ 人材(労働力)不足に対応するため、スマート農業の活用により作業の効率化・省力化を図る。